

平成 31 度 事 業 計 画

《参考》

定款第 4 条

[事業] この法人は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学生寮の設置、管理及び運営
- (2) 学生の指導
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

1 学生寮の設置、管理及び運営

- (1) 安全で快適な生活を送ることができるよう支援する
 - ア 会館運営方針(別添)を作成し、より充実した運営を目指す
 - イ 施設設備の充実に努め、老朽化した備品等の更新を図る
 - ウ 緊急時に備えた対策を講じる
- (2) 広報活動を充実させ、寮生の増加を期す
 - ア 県内各地を継続的に訪問し、会館の周知を図る
 - イ マスメディア等を利用した広報活動を実施する
 - ウ 募集要項を検証し、より応募しやすい選考を実施する
 - エ 学生による母校訪問を奨励し、広報活動の一環とする
- (3) 次期館長の選定を図る

2 学生の指導

学生相互の交流が希薄である。機会を設け、互いに知り合い切磋琢磨し合えるような環境を設定することが肝要である。

また、会館がより文化的で、向上心を持って自己啓発できる雰囲気醸成するような取り組みが必要である。

- (1) 自治会との協同で講演会等を企画する
- (2) 歓迎会、同期会等の行事を協力的に支援する
- (3) 会館だより等を利用して学生の表出機会を増やす
- (4) 自律的生活が送れるようあらゆる機会をとらえ指導する

3 その他の事業

- (1) 定款並びに諸規定の見直し並びに整備
- (2) その他